

お客様各位

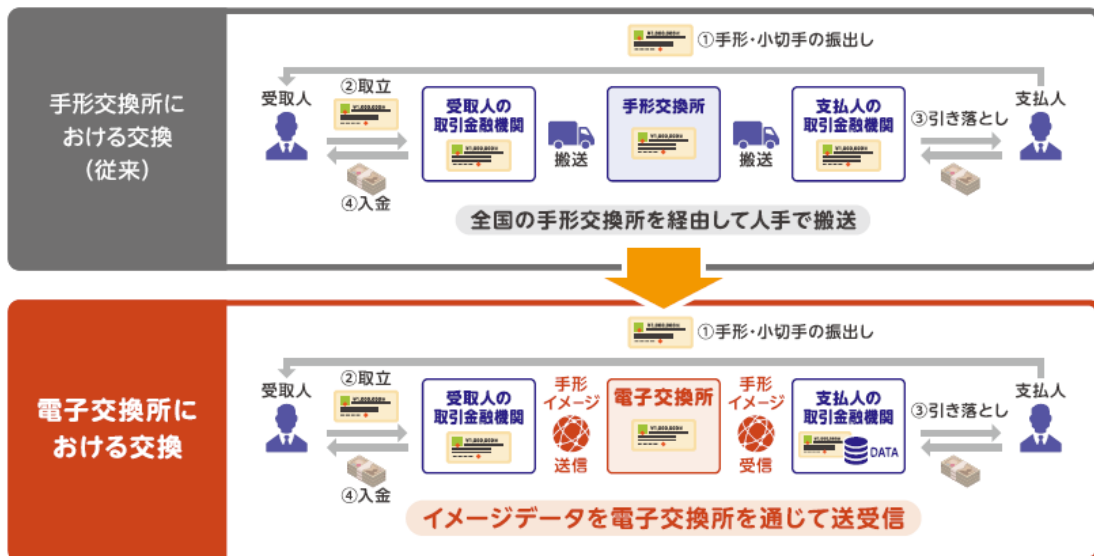
香川県信用組合

「電子交換所」への移行について

現在まで当組合は、お客様から取立を依頼された手形・小切手を全国各地の手形交換所を通じて交換・決済を行なっていました。

今般、「電子交換所」（令和4年11月4日（金））への移行に伴い、原則、全ての手形・小切手が電子データで金融機関間にて、交換決済される仕組みへと変更となります。

「電子交換所」の設立により、全国各地の手形交換所は、廃止する事となります。



※一般社団法人全国銀行協作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋

○手形等への記入注意事項

電子交換所への移行後は、下記の取扱いが**禁止事項**となりますので、ご注意ください。

・手形券面へのメモ書き禁止 ・金額欄への捺印禁止 ・必ず楷書で記入(崩し文字禁止)

電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など


○
伍
楷書

×
伍
崩し文字

※一般社団法人全国銀行協作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋


○お客様のお手続き方法

- ・ お客様のお手続き方法に変更はなく、従来通り手形・小切手をお持込み頂けます。
- ・ すでにお持ちの手形・小切手も引き続き利用可能です。

POINT **1** 

**お客様の手続方法等の変更は
ございません。従来どおり、金融機関に
おいて取立依頼を行っていただけます。**

※一般社団法人全国銀行協作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋

POINT **2** 

**すでにお持ちの手形・小切手も
引き続き利用可能ですので
ご安心ください。**

※一般社団法人全国銀行協作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋

※尚、法人様のゴム印・印鑑（個人様含む）については、従来通り、鮮明な押印をお願いします。

また、電子交換所の設立に伴う手形・小切手の電子交換への移行により、交換方法が変更になる事から、令和4年11月4日（金）より、代金取立手数料を改定致します。

（後日、HP上にて公表致します。）

何卒、ご理解いただき、今後ともより一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上